

地域計画に関するQ&A

Q1. 地域計画とは何ですか？

A1. 地域計画とは、農業者の高齢化や人口減少に伴う耕作放棄地の発生・増加など地域が抱える農業の課題や農地の集積・集約に向けた方針など、地域農業の将来の在り方の計画やおおむね10年後の農地利用の姿を示した地図を作成するものです。

Q2. なぜ、地域計画を作成しなければならないのですか？

A2. 農業者の減少や高齢化が急速に進む中で、将来の農地利用について、具体的に考える必要が出てきました。

令和5年4月に農業経営基盤強化促進法等の一部が改正されたことにより、「人・農地プラン」を法律に基づく「地域計画」と改称し、農地の集約化を含めた将来の農地の利用目標を考えることになりました。

Q3. 地域計画は誰が作るのですか？

A3. 地域計画は、出し手（土地所有者）、受け手（農業者）、地域の意向を踏まえながら、必要な手続きを経て、江南市が策定します。また、地域計画の変更が必要となった場合においても、江南市が変更を行います。

Q4. 地域計画のメリット・デメリットは？

A4. メリット：地域農業の将来の在り方や、10年後の耕作者の見通しをつけることで、認定農業者や新規就農者等の担い手が位置付けられていない農地を見える化し、公表することにより、地区内の担い手の耕作地の拡大や、新たな担い手の参入につながります。また、地域計画の区域内での取組や目標地図に位置付けられた農業者を対象とする各種補助事業があります。

デメリット：目標地図に位置付けた農地については、転用が制限されます。

※必ずしも転用ができなくなるということではありません。（転用計画等の妥当性が認められる案件については、地域計画を変更することにより、転用が可能となります。）転用をご検討されている方におかれましては、江南市農政課（江南市農業委員会事務局）までご相談ください。